

重要

住民基本台帳カードによる証明書交付の終了について

マイナンバー制度の開始や証明書自動交付機の老朽化に伴い、富士市では、**住民基本台帳カードを利用した証明書交付を平成 29 年1月27日(金)で終了**して、新たに**2月1日(水)よりマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービス**を開始いたします。

住民基本台帳カード（以下「住基カード」）は、電子証明書を利用した e-Tax などにご利用できますが、**証明書交付には今後ご利用できません（印鑑登録証としての機能も失われます）。**

このため、住基カードに印鑑登録証を統合している方は、**①**か**②**のいずれかの方法で手続きをしないと**印鑑登録証明書を取得できなくなります。**

お手数をおかけいたしますが、いずれかの方法を選択していただき、お早めに手続きをお願いします。

① マイナンバーカードを取得する(市役所ではこちらのお手続きをお勧めします)

② 住基カードから印鑑登録証(プラスチック製カード)への切替手続きをする。

また、住基カードに図書館利用のバーコードが貼付されている方は、市内の図書館にて、利用者カードの再交付が必要になります。（図書館利用者カードについては富士市立中央図書館（51-4946）にお問い合わせください。）

A

マイナンバーカードを取得する

(①～④のいずれかで申請できます)

①～③の方法であれば市役所にお越しにならなくても申請できます。

(後日のマイナンバーカード受け取りは市役所に来庁いただく必要があります)

- ① マイナンバー通知カードに付いていた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」を切り離し、必要事項を記載し写真を貼付した上で、同封されていた返信用封筒に入れて送付する。
- ② 「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に印刷されたQRコードをスマートフォンで読み取り、その後の案内に従い申請する。
- ③ パソコンで「<https://net.kojinbango-card.go.jp>」（個人番号カード申請）で検索すると簡単にアクセスし、その後の案内に従い申請する。
- ④ 市民課窓口で申請する。（本人が来庁しなくても同一世帯員であれば申請手続きができます。）

※写真が必要です。(3.5×4.5センチ) 市役所 2 階の証明写真機 (700 円) でも撮影できます。

★申請については、お気軽に富士市役所市民課（55-2977）までご相談ください。（通知カードがない方もご相談承ります）

なお、**マイナンバーカードの取得には申請から 1 ヶ月程度の期間が必要となります**ので、来年 2 月のコンビニ交付開始当初からのサービス利用を希望される方につきましては、お早めにマイナンバーカードの申請をしていただきますようお願いいたします。

B

住基カードから印鑑登録証へ切替する

印鑑登録証明書を市役所及び各地区まちづくりセンターで取得する際は印鑑登録証（プラスチック製カード）が必要になります。

このため、マイナンバーカードの交付を希望されない方も、市民課窓口にて印鑑登録証交付のお手続きをしていただく必要がありますので、裏面をご覧ください。

※このお手紙は、11/1 時点で印鑑登録証機能のある住基カードをお持ちの方に発送しています。本状と行き違いで既にマイナンバーカードや印鑑登録証の交付手続きをされてしまった場合はご容赦ください。